

入札公告（造林請負事業）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。
なお、本入札にかかる契約の締結は、当該事業に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年3月17日

分任支出負担行為担当官
四万十森林管理署長 増原 俊光

1 事業概要

- (1) 事業名 松くい虫防除事業（入野東浜林104い林小班 薬剤地上散布作業）
- (2) 等級 D
- (3) 事業場所 高知県幡多郡黒潮町入野 入野東浜林国有林104林班い小班
- (4) 事業内容 薬剤地上散布作業 14.12ha
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年7月31日まで
- (6) 本件は、入札及び契約を電子調達システム（以下「システム」という。）で行う対象案件である。なお、システムによりがたい場合は、「紙方式による参加届出書」を提出し、紙入札に代えることができる。

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和07・08・09年度全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づき決定された等級が、本事業に対応している者であること。
なお、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づく認定を受けた事業主については、自己の等級の直近上位及び直近下位の等級に対応する事業に入札することができる。
- (3) 共同事業体にあつては、次のすべての要件を満たす者であること。
 - ア 協定書に基づき結成された共同事業体であること。（入札説明書参照）
 - イ 競争制限とはならない共同事業体であること。
 - ウ 構成員のすべてが、全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」の資格を有すること。
 - エ 共同事業体が入札する事業に、構成員が単体で入札を行わないこと。
 - オ 共同事業体の等級は代表者の等級であること。
なお、代表者が林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業主である場合は、上記（2）のなお書きで読み替え適用する等級であること。

- (4) 令和07・08・09年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「四国」を選択している者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日）9（2）に規定する手続をした者を除く）でないこと。
- (6) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した当該事業と同種の事業である「造林事業」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請負に係る実績も含む）を有すること。
造林事業とは、地拵、植付（補植、改植を含む）、下刈、つる切、除伐、除伐Ⅱ類、保育間伐（活用型を含む）、本数調整伐、枝打、誘導伐、保護伐、育成受光伐、天然林受光伐、衛生伐、歩道作設・修理、病虫獣害防除及び気象害対策等の作業をいう。
- (7) 当該事業と同種の事業について、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）による事業成績評定を受けた造林事業がある場合においては、入札しようとする者の2年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。なお、共同事業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。
- (8) 当該事業に配置を予定する技術者等（現場代理人）にあつては、入札参加者が直接雇用する技術者であるとともに、技術者の次の資格等のいずれかを有していること。
「技術士（森林部門）林業技士、フォレストリーダー、フォレストマネジャー、フォレストワーカー3年目（林業作業士）の資格」または、「低コスト作業路企画者（技術者）養成研修、森林作業道作設オペレーター研修、高度架線技能者育成研修の履修者」。
なお、上記の資格等を有していない場合、当該事業と同種の事業に従事した年が3年以上あり事業の適正な実施が見込める者であること。
- (9) 当該事業については、労働安全衛生法等に基づき事業実施に必要な以下の資格等を有している者を配置できること。
ア 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正アドバイザー
イ 緑の安全管理士
ウ 技術士（林業）
エ 樹木医又は松保護士（松保護士は、松くい虫防除事業の場合に限る）
オ ア～エに準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者、又は適切な研修を受講した者
- (10) 社会保険等に関して、以下に定める届出を全て行っている事業主（届出の義務がない者を除く）であること。
ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (11) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取り組みを含む）。
- (12) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下

「資料」という)の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(14) 松くい虫防除事業について、仕様書等に記載された薬剤について、必要数量を確保することが可能な事業主であること、及び仕様書等に記載された樹冠(樹梢)上方まで届く性能を有する機械類を所有し、又は使用できる見込みがあること。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期間：令和8年3月18日から令和8年4月1日まで(システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。紙入札方式による場合は、午前9時00分から午後5時00分まで)

イ 提出先：〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内1707-34
四万十森林管理署 総務グループ
電話 0880-34-3155
メールアドレス shikoku_shimanto@maff.gp.jp

ウ 提出方法：システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式により参加する場合は発注者へ事前に連絡の上、代表者又はそれに代わる者が上記イの場所に持参にて提出すること。

エ 上記アに規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

(3) 競争参加資格確認結果の通知

提出された申請書及び資料による競争参加資格の確認結果については、令和8年4月8日までに通知する。(システムで参加する場合は、システムにより、紙方式により参加する場合は紙により通知する。)

4 申請書及び資料の内容のヒアリング

申請書及び資料の内容についてのヒアリングは、原則として行わない。
なお、ヒアリングの必要が生じた場合は別途通知する。

5 現地説明会

現地説明会は、原則として実施しない。

6 入札手続等

(1) 担当部局 〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内1707-34
四万十森林管理署 総務グループ
電話 0880-34-3155

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間：令和8年3月17日から令和8年4月24日まで(システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。紙入札方式による場合は、午前9時

00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日及び正午から午後1時までを除く）

イ 場 所：〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内1707-34
四万十森林管理署 総務グループ
電話 0880-34-3155

ウ 方 法：原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。
<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/ippan.html>
四国森林管理局ホームページの「公売・入札情報」「一般競争入札一覧」及び調達ポータル「調達情報」（交付を受ける場合、必要事項を正確に入力するとともに「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」と記載されているチェックボックスに必ずチェックを付すこと）

（3）入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により紙入札により提出する場合は、発注者へ事前に連絡の上、入札書を入札会場へ持参すること。郵送等による提出は認めない。

なお、入札日時等に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格の確認通知書等により変更後の日時を通知する。

ア システムによる場合は、令和8年4月23日午前9時00分から令和8年4月27日午前11時00分までに提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、令和8年4月27日午前11時00分までに提出すること。

ウ 開札は、システムにより、令和8年4月27日午前11時00分に四万十森林管理署入札会場において行う。

エ 紙入札方式により参加する場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の「競争参加資格確認通知書」の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

（4）事業費内訳書の提出

入札物件毎に第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書（様式は任意）の提出を求める。

なお、事業費内訳書の提出に当たっての記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにすること。

（5）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（6）落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格（税抜き）の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

7 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 免除
イ 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否
本件は、契約手続きを原則としてシステムで行う対象案件である。
システムによりがたく、紙での契約を希望する者は、発注者へ「紙方式による参加届出書」を提出しなければならない。
システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。
紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により作成するものとする。
なお、別冊契約書案の閲覧期間、場所等については、上記6の(2)のとおり。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(2)イに同じ。
- (5) 全省庁統一資格を有していない者の参加
上記2(2)に掲げる全省庁統一資格を有していない者も上記3により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、入札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (6) 詳細は入札説明書及び入札者注意書による。
- (7) 本事業については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更等の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による事業計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や事業期間の延長を行う。
- (8) 本公告に係る事業請負契約における契約約款及び標準仕様書はこちらからダウンロードしてください。
<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/content/document/index.html>
国有林野事業造林事業請負契約約款(令和7年7月1日以降適用)
なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

【お知らせ】

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。
この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、四国森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。